

新規上場申請のための四半期報告書

(第8期第1四半期)

自 2019年3月1日

至 2019年5月31日

株式会社ビザスク

表紙

第一部 企業情報	1
第1 企業の概況	1
1 主要な経営指標等の推移	1
2 事業の内容	2
第2 事業の状況	3
1 事業等のリスク	3
2 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	3
3 経営上の重要な契約等	4
第3 提出会社の状況	5
1 株式等の状況	5
(1) 株式の総数等	5
(2) 新株予約権等の状況	9
(3) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等	10
(4) 発行済株式総数、資本金等の推移	10
(5) 大株主の状況	10
(6) 議決権の状況	11
2 役員の状況	11
第4 経理の状況	12
1 四半期財務諸表	13
(1) 四半期貸借対照表	13
(2) 四半期損益計算書	14
第1 四半期累計期間	14
2 その他	22
第二部 提出会社の保証会社等の情報	23

[四半期レビュー報告書]

【表紙】

【提出書類】	新規上場申請のための四半期報告書
【提出先】	株式会社東京証券取引所 代表取締役社長 宮原 幸一郎 殿
【提出日】	2020年2月3日
【四半期会計期間】	第8期第1四半期（自 2019年3月1日 至 2019年5月31日）
【会社名】	株式会社ビザスク
【英訳名】	VisasQ Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長CEO 端羽 英子
【本店の所在の場所】	東京都目黒区青葉台四丁目7番7号 住友不動産青葉台ヒルズ9F
【電話番号】	03-6407-8405
【事務連絡者氏名】	取締役CFOコーポレートグループ長 安岡 徹
【最寄りの連絡場所】	東京都目黒区青葉台四丁目7番7号 住友不動産青葉台ヒルズ9F
【電話番号】	03-6407-8405
【事務連絡者氏名】	取締役CFOコーポレートグループ長 安岡 徹

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第8期 第1四半期累計期間	第7期
会計期間	自2019年3月1日 至2019年5月31日	自2018年3月1日 至2019年2月28日
営業収益 (千円)	209,627	614,204
経常利益 (千円)	19,650	24,075
四半期(当期)純利益 (千円)	15,462	27,488
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	—	—
資本金 (千円)	18,682	18,682
発行済株式総数		
普通株式 (株)	95,000	95,000
A種優先株式 (株)	21,000	21,000
A-2種優先株式 (株)	37,700	37,700
純資産額 (千円)	61,633	46,170
総資産額 (千円)	532,163	480,628
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	2.01	3.58
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—
自己資本比率 (%)	11.6	9.6

- (注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。
3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社を有していないため記載しておりません。
4. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
5. 当社は、第7期第1四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、第7期第1四半期累計期間に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
6. 1株当たり配当額については、配当実績がないため記載しておりません。
7. 第8期第1四半期会計期間及び第1四半期累計期間の四半期財務諸表並びに第7事業年度の財務諸表については、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第211条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第198条の2第1項の規定に準じて、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビュー及び監査を受けております。
8. 2019年8月9日開催の取締役会決議により、2019年8月30日付けで株式1株につき50株の株式分割を行っておりますが、前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期(当期)純利益金額を算定しております。

2 【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。なお、当社は、前第1四半期累計期間については四半期財務諸表を作成していないため、前年同四半期累計期間との比較分析は行っていません。

(1) 財政状態及び経営成績の状況

当第1四半期累計期間における我が国経済は、米中間の貿易摩擦が継続しているものの、国内の企業収益は非製造業を中心として高い水準を維持し、また、雇用情勢は引き続き着実に改善しております。

当社が属する情報・サービス系の産業においても、好調な企業業績と益々高まる情報の重要性に支えられ、概ね良好な事業環境が継続しました。BtoB情報プラットフォーム市場の売上高規模は、2019年1月～3月の合計で911億円（前年同期比3%増加）となり、着実に成長しております（経済産業省「特定サービス産業動態統計調査（2019年6月公表）」）。

このような状況の下、当第1四半期累計期間における知見プラットフォーム事業は、順調に成長を続けております。フルサポート形式のスポットコンサル設営サービス「ビザスクinterview」においては、継続的な法人クライアント基盤の拡大に注力しており、その他サービスでは、UI/UXの継続的な改善・向上等の様々な施策を継続しております。

以上の結果、当第1四半期会計期間末時点で国内登録者数（注）は約7.7万人となり、当第1四半期累計期間における当社のアレンジしたフルサポート形式のスポットコンサルによる知見提供取引の件数（「ビザスクinterview」のみ）は約3千件、取扱高は知見プラットフォーム事業全体で341百万円となり、営業収益は209,627千円、営業利益20,348千円、経常利益19,650千円、四半期純利益15,462千円となりました。

なお、当社は知見プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

（注）「国内登録者数」は、当社日本語webサイトにて登録をした人数の合計であります。国内登録者は、知見を提供する個人（アドバイザー）と、これを求める個人（「ビザスクlite」における依頼者。また、「ビザスクlite」を活用するための契約を締結した法人に所属し、当該契約に基づき登録された個人を含む。）に分かれております。いずれの登録者もアドバイザーとしてフルサポート形式「ビザスク」及びセルフマッチング形式「ビザスクlite」で活動することができ、また、依頼者として「ビザスクlite」を利用することができます。

（資産）

当第1四半期会計期間末における資産合計は532,163千円となり、前事業年度末より51,535千円増加しました。これは主に、事業規模の拡大により現金及び預金及び売掛金が増加したことにより流動資産合計が54,596千円増加したことによるものです。

（負債）

当第1四半期会計期間末における負債合計は470,530千円となり、前事業年度末より36,073千円増加しました。これは主に、事業規模の拡大により前受金が増加したことにより流動負債合計が40,240千円増加したことによるものです。一方、借入金の約定弁済により固定負債は4,167千円減少しました。

（純資産）

当第1四半期会計期間末における純資産合計は61,633千円となり、前事業年度末より15,462千円増加しました。これは当第1四半期累計期間に四半期純利益15,462千円を計上したことによるものであります。

(2) 経営方針・経営戦略等

当第1四半期累計期間において、経営方針・経営戦略等に重要な変更はありません。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期累計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	479,000
A種優先株式	21,000
A-2種優先株式	37,700
計	537,700

- (注) 1. 2019年8月29日開催の臨時株主総会決議により定款を変更し、同日付で発行可能株式総数は461,100株増加し、614,800株となっております。
2. 2019年8月29日開催の臨時株主総会決議により定款を変更し、A種優先株式及びA-2種優先株式に係る定めを廃止しております。
3. 2019年8月9日開催の取締役会決議により、2019年8月30日付で普通株式1株につき50株の割合とする株式分割を行っております。これにより発行可能株式総数は30,125,200株増加し、30,740,000株となっております。

②【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数（株） (2019年5月31日)	提出日現在発行数（株） (2020年2月3日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	95,000	7,685,000	非上場	(注1, 2, 3)
A種優先株式	21,000	-	非上場	
A-2種優先株式	37,700	-	非上場	
計	153,700	7,685,000	-	-

- (注) 1. 2019年8月28日付で、全てのA種優先株式及びA-2種優先株式を自己株式として取得しており、その対価として、当該A種優先株主及びA-2種優先株主にA種優先株式及びA-2種優先株式1株につき普通株式1株を交付しております。また、同日付で当該A種優先株式及びA-2種優先株式を消却しております。
2. 2019年8月9日開催の取締役会決議により、2019年8月30日付で普通株式1株につき50株の割合とする株式分割を行っております。これにより発行済株式総数は7,531,300株増加し、7,685,000株となっております。
3. 2019年8月29日開催の臨時株主総会決議により定款を変更し、1単元を100株とする単元株制度を導入しております。

1. 残余財産の分配

①当社は、残余財産（その種類を問わない）を分配するときは、A-2種優先株主等（株主名簿に記載又は記録されたA-2種優先株式を有する株主（以下「A-2種優先株主」という。）又はA-2種優先株式の登録株式質権者（以下「A-2種優先登録株式質権者」といい、A-2種優先株主又はA-2種優先登録株式質権者を総称して「A-2種優先株主等」という。））に対し、普通株主等（株主名簿に記載又は記録された普通株式を有する株主（以下「普通株主」という。）又は普通株式の登録株式質権者（以下「普通登録株式質権者」といい、普通株主又は普通登録株式質権者を総称して「普通株主等」という。））及びA種優先株主等（A種優先株式を有する株主（以下「A種優先株主」という。）又はA種優先株式の登録株式質権者（以下「A種優先登録株式質権者」といい、A種優先株主又はA種優先登録株式質権者を総称して「A種優先株主等」という。））に先立ち、A-2種優先株式1株につき、A-2種優先株式1株当たりの払込金額（金344,500円）相当額（ただし、A-2種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。以下「A-2種優先残余財産分配額」という。）を分配する。

②前項による分配の後、なお残余財産がある場合には、A種優先株主等に対し、普通株主等に先立ち、A種優先株式1株につき、A種優先株式1株当たりの払込金額（金130,000円）相当額（ただし、A種優先株式につき、株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整される。以下「A種優先残余財産分配額」という。）を分配する。

③前項による分配の後、なお残余財産がある場合には、A種優先株主等、A-2種優先株主等及び普通株主等は、同順位で残余財産の分配を受ける。この場合、A種優先株主等及びA-2種優先株主等には、当該分配日において当該A種優先株式及びA-2種優先株式が普通株式に転換された場合に交付される数の普通株式に対する残余財産分配額と同額の残余財産が分配される。

2. 普通株式の交付と引換えにする取得請求権（転換請求権）

優先株式を有する株主（以下「優先株主」という。）は、優先株式取得日以降いつでも、当社に対して、その有する優先株式を取得することを請求することができるものとし、当社は、優先株主が取得の請求をした優先株式を取得するのと引換えに、下記に定める条件で当社の普通株式を当該優先株主に対して交付するものとする。

①当初取得価額優先株式の当初の取得価額は以下のとおりとする。

(1) A種優先株式は、金130,000円とする。

(2) A-2種優先株式は、金344,500円とする。

②取得価額の調整

(1) 優先株式発行後、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

(a) 当社が株式分割又は株式無償割当てにより当社の普通株式を発行又は割当てる場合、以下の算式により取得価額を調整する。ただし、以下の算式においては、その時点で当社の保有する普通株式の数（以下「普通自己株式」という。）及び株式分割により普通自己株式に割り当てられる株式の数を含まないものとする。なお、株式無償割当ての場合には、下記の算式における「株式分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（ただし普通自己株式を除く）」と、「株式分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（ただし普通自己株式を除く）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{株式分割前発行済普通株式数}}{\text{株式分割後発行済普通株式数}}$$

調整後の取得価額は、株式分割の場合は株式分割にかかる基準日の翌日以降、株式無償割当ての場合は株式無償割当ての効力が生じるものとされた日（株式無償割当てにかかる基準日を定めた場合は当該基準日）の翌日以降、これを適用する。

(b) 当社が普通株式につき株式併合を行うときは、株式併合の効力発生の日をもって以下の算式により、取得価額を調整する。ただし、以下の算式においては、普通自己株式の数は含まないものとする。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{株式分割前発行済普通株式数}}{\text{株式分割後発行済普通株式数}}$$

(c) 調整前の取得価額を下回る払込金額又は処分価額をもって当社の普通株式を発行又は普通自己株式を処分する場合（ただし、潜在株式等（取得請求権付株式、取得条項付株式、新株予約権、新株予約権付社債、その他その保有者若しくは当社の請求に基づき又は一定の事由の発生を条件として普通株式を取得し得る地位を伴う証券又は権利を意味する。以下同じ。）に基づき当社が普通株式を交付する原因となる保有者若しくは当社の請求又は一定の事由の発生による場合を除く。）、取得価額を次に定める算式（以下、「優先株式取得価額調整式」という。）により調整する。なお、調整後の取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、又は、募集のための株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分における}}{\text{新発行・処分における}} \times \frac{\text{新発行・処分の} \times \text{1株あたりの払込金額}}{\text{調整前取得価額}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

なお、優先株式取得価額調整式で使用する「既発行株式数」は、調整後取得価額を適用する日の前日における、(i)当社の発行済普通株式数と、(ii)発行済潜在株式等の全てにつき取得原因が当該日において発生したとみなしたときに発行される普通株式数との合計数から、同日における普通自己株式の数を控除した数を意味するものとする（ただし、当該調整の事由により上記(i)若しくは(ii)の普通株式数又は普通自己株式の数変動する場合、当該変動前の数を基準とする。）。

(d) 調整前の取得価額を下回る潜在株式等取得価額（普通株式1株を取得するために当該株式、新株予約権若しくはその他の証券の取得及び取得原因の発生を通じて負担すべき金額を意味する。）をもって潜在株式等を発行又は処分する場合（ただし、当社の取締役、監査役又は従業員に対して普通株式を対象とした新株予約権を発行する場合を除く。）、かかる株式、新株予約権若しくはその他の証券の払込期日に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式、新株予約権若しくはその他の証券の全てが当初の条件で取得又は行使等され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額を優先株式取得価額調整式により調整する。調整後の又は取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また、株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

- (2) 上記(1)に掲げた事由によるほか、次の(a)乃至(c)に該当する場合には、当社は優先株主に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後の取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、株主総会又は取締役会の決議に基づき取得価額の調整を適切に行うものとする。
- (a) 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社の事業に関して有する権利義務の全部又は一部の承継、新設分割、若しくは資本の減少のために取得価額の調整を必要とするとき。
- (b) 潜在株式等について、普通株式を取得し得る可能性のある期間が終了したとき。ただし、当該潜在株式等のすべてを当社が取得し引換えに普通株式を交付した場合を除く。
- (c) そのほか、当社の発行済普通株式数（ただし、普通自己株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。
- (3) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- (4) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。ただし、その後取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、調整前取得価額はこの差額を差引いた額（ただし、株式併合の場合はこの差額を足した額）とする。
- (5) 取得価額の調整が行われる場合には、当社は、関連事項決定後、優先株主等に対して、その旨並びにその事由、調整後の取得価額、適用の日及びその他の必要事項を通知しなくてはならない。
- (6) 取得価額は稀釈化防止及び異なる種類の株式の株主間の実質的公平の観点から解釈されるものとし、その算定が困難となる場合又は算定の結果が不合理となる場合には、取締役の過半数の決定（取締役会がある場合は取締役会決議）により、取得価額の適切な調整その他の合理的に必要な措置を講ずる。
- ③取得請求権の行使により優先株式の取得と引換えに交付される普通株式数
- (1) 優先株式1株の取得請求権の行使により交付される当社の普通株式の株式数は、次のとおりとする。

$$\text{優先株式1株に対して交付される普通株式数} = \frac{\text{払込金額}}{\text{取得価額}}$$

ただし、払込金額は、優先株式につき株式分割、株式無償割当て、株式併合又はこれに類する事由があった場合には、当社の株主総会又は取締役会において各比率に応じて適切に調整される。

- (2) 取得請求権の行使の結果交付すべき株式数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨て、金銭による調整を行わない。

3. 普通株式の交付と引換えにする取得条項（強制転換）

当社は、以下の事由が生じた場合には、当社が定める日に、上記2.「普通株式の交付と引換えにする取得請求権（転換請求権）」に定める条件に従い、その前日までに取得請求のなかった優先株式の全てを取得することができる。ただし、優先株主に交付すべき株式数に1株に満たない端数が生じた場合には、これを切り捨て、会社法第234条の規定に従い金銭を交付する。

- ①当社が、普通株式を金融商品取引所若しくはこれに類するものであって外国に所在し国際的に認知されているものに上場し、又は、店頭売買有価証券市場若しくはこれに類するものであって外国に所在し国際的に認知されているものに登録することを決定した場合。

4. 事業譲渡又は会社分割の場合の措置

①優先株主は、当社が、吸収分割又は新設分割により当社の主たる事業の全部若しくは実質的なすべてを他の会社に承継させ、又は当社の主たる事業の全部若しくは実質的なすべてを第三者に譲渡した場合（以下「事業譲渡等」と総称する。）、法令に従い、当社に対して、金銭の交付と引換えに、その有する優先株式の全部又は一部を取得することを請求（以下「みなし清算請求」という。）することができるものとする。

②みなし清算請求において優先株主が当該優先株式の当社による取得と引換えに交付を請求することができる金銭の額は、当該優先株式1株あたり、以下に定めるところにより決定される。

- (1) 吸収分割又は新設分割に際して吸収分割承継会社又は新設分割設立会社が当社に交付する当該会社の株式及び金銭その他の財産の価額、又は事業の譲渡の対価として事業の譲受人が当社に支払う金額（以下「分割等対価額」と総称する。）が、その時点のA種優先残余財産分配額に発行済A種優先株式の数を乗じた金額（以下「A種優先残余財産分配総額」という。）及びA-2種優先残余財産分配額に発行済A-2種優先株式の数を乗じた金額（以下「A-2種優先残余財産分配額」という。）の総額以下である場合：

- (a) 第1に、分割等対価額のうちA-2種優先残余財産分配総額に満つるまでの額につき、A-2種優先株式1株あたりA-2種優先残余財産分配額に相当する額とする。
- (b) 第2に、分割等対価額からA-2種優先残余財産分配総額を控除した額（負値の場合は零とする。）につき、A種優先株式1株あたりA種優先残余財産分配額に相当する額とする。

- (2) 分割等対価額が、A種優先残余財産分配総額及びA-2種優先残余財産分配総額の合計額を上回る場合：

(a) A-2種優先株式1株あたり、A-2種優先残余財産分配額に相当する額に、以下の算式により算出される追加支払額（ただし、1円未満の端数は切り捨てる。）を加えた金額とする。

$$\text{追加支払額} = \text{A-2種転換比率} \times \frac{\text{分割等対価額} - \text{A種優先残余財産分配総額} - \text{発行済普通株式数} + \text{発行済A種優先株式数} \times \text{A種転換比率} + \text{発行済A-2種優先株式数} \times \text{A-2種転換比率}}{\text{発行済普通株式数} + \text{発行済A種優先株式数} \times \text{A種転換比率} + \text{発行済A-2種優先株式数} \times \text{A-2種転換比率}}$$

(b) A種優先株式1株あたり、A種優先残余財産分配額に相当する額に、以下の算式により算出される追加支払額（ただし、1円未満の端数は切り捨てる。）を加えた金額とする。

$$\text{追加支払額} = \text{A種転換比率} \times \frac{\text{分割等対価額} - \text{A種優先残余財産分配総額} - \text{発行済普通株式数} + \text{発行済A種優先株式数} \times \text{A種転換比率} + \text{発行済A-2種優先株式数} \times \text{A-2種転換比率}}{\text{発行済普通株式数} + \text{発行済A種優先株式数} \times \text{A種転換比率} + \text{発行済A-2種優先株式数} \times \text{A-2種転換比率}}$$

なお、「A種転換比率」とは、A種優先株式の払込金額をその時点における取得価額で除したものをいい、「A-2種転換比率」とは、A-2種優先株式の払込金額をその時点における取得価額で除したものをいう。

(c) 前二号における「発行済普通株式数」、「発行済A種優先株式数」及び「発行済A-2種優先株式数」には、その時点における当会社が保有する当該種類の株式数を含まないものとする。

③優先株主は、事業譲渡等の効力発生日後、いつでも当会社に対してみなし清算請求ができるものとする。ただし、前項(1)の場合、当会社が分割等対価額を取得した日から1週間を経過した日（以下「初回みなし清算実行日」という。）までにされた優先株主からのみなし清算請求は、全て初回みなし清算実行日にみなし清算請求がされたものとみなして取り扱うものとする。

④みなし清算請求がなされた日における分配可能額を超えて当該請求がなされた場合又は複数の優先株主から同一日付でみなし清算請求がなされた場合、当会社が取得すべき優先株式はA-2種優先株式がA種優先株式に優先するものとし、同一種類の優先株式間ではみなし清算請求がなされた当該種類の優先株式の数に応じた比例按分に基づき取締役の過半数の一致（取締役会のある場合は取締役会決議）において決定する。

5. 各種種類株主は、各株主総会において、以下のとおり議決権を有するものとする。

(1) 普通株式

①通常の株主総会（通常実施される定時株主総会若しくは臨時株主総会）

保有する普通株式1株につき1個の議決権を有する。

②普通株式のみを構成員とする株主総会（以下「普通種類総会」という。）

保有する普通株式1株につき1個の議決権を有する。

(2) A種優先株主

①通常の株主総会（通常実施される定時株主総会若しくは臨時株主総会）

保有するA種優先株式1株につき1個の議決権を有する。

②A種優先株主のみを構成員とする株主総会（以下「A種総会」という。）

保有するA種優先株式1株につき1個の議決権を有する。

(3) A-2種優先株主

①通常の株主総会（通常実施される定時株主総会若しくは臨時株主総会）

保有するA-2種優先株式1株につき1個の議決権を有する。

②A-2種優先株主のみを構成員とする株主総会（以下「A-2種総会」という。）

保有するA-2種優先株式1株につき1個の議決権を有する。

6. 種類株主総会の決議を要しない事項

(1) 当会社は、普通株式について、会社法322条第1項に関する決議を行う場合のほか、会社法199条第4項、同200条第4項、同238条第4項、同239条第4項、同795条第4項等、法令上可能な範囲で、普通種類総会の決議を要しないものとする。

(2) 当会社は、A種優先株式について、会社法322条第1項に関する決議を行う場合のほか、会社法199条第4項、同200条第4項、同238条第4項、同239条第4項、同795条第4項等、法令上可能な範囲で、A種総会の決議を要しないものとする。

(3) 当会社は、A-2種優先株式について、会社法322条第1項に関する決議を行う場合のほか、会社法199条第4項、同200条第4項、同238条第4項、同239条第4項、同795条第4項等、法令上可能な範囲で、A-2種総会の決議を要しないものとする。

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	2019年5月31日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社使用人 5
新株予約権の数(個)	550
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 550
新株予約権の行使時の払込金額(円)	12,500(注)
新株予約権の行使期間	自 2021年6月1日 至 2029年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 12,500 資本組入額 12,500
新株予約権の行使の条件	<p>次の各場合には、対象者は新株予約権を行使できない。よって、当社に対して新株予約権を無償で返還するものとする。</p> <p>a. 対象者が自己の都合により当社または当社子会社の取締役または従業員でなくなった場合</p> <p>b. 対象者が当社または当社子会社を解雇された場合または取締役の地位を解任された場合</p> <p>c. 新株予約権の譲渡、贈与、質権等の担保権の設定その他の処分をした場合</p> <p>d. 対象者が死亡した場合、相続は認めない。</p> <p>新株予約権者に発行する新株予約権は、下記記載の割合で2回ベスティングされることとする。ただし、新株予約権の全部又は一部かがベスティングされた場合であっても、新株予約権の行使の条件を充足し、かつ、新株予約権を行使することができる期間内でない限り、当該ベスティングされた新株予約権を行使することはできない。</p> <p>第1回 2021年6月1日 50%</p> <p>第2回 2022年6月1日 50%</p> <p>その他行使条件として金融商品取引所またはそれに類する取引所に株式が上場していること(被買収会社となる買収時を除く。なお被買収会社となる買収時に限り、本新株予約権付与決議の日より2年経過後、当該付与決議の日より2029年5月31日までの間も権利行使できるものとする)。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡し、又はこれに担保権を設定することはできない。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 新株予約権の割当日後、当社が株式の分割、株式の併合または株式無償割当を行う場合等、上記株式数の調整を必要とするときは、当社は必要と認める合理的な調整を行う。

②【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
2019年3月1日～ 2019年5月31日	-	普通株式 95,000 A種優先株式 21,000 A-2種優先株 式 37,700	-	18,682	-	-

(5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2019年5月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 95,000 A種優先株式 21,000 A-2種優先株式 37,700	普通株式 95,000 A種優先株式 21,000 A-2種優先株式 37,700	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	153,700	—	—
総株主の議決権	—	153,700	—

② 【自己株式等】

2019年5月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
—	—	—	—	—	—
計	—	—	—	—	—

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第211条第6項の規定に基づき、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に準じて、第1四半期会計期間（2019年3月1日から2019年5月31日まで）及び第1四半期累計期間（2019年3月1日から2019年5月31日まで）に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

3. 四半期連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4. 最初に提出する四半期報告書の記載上の特例

当新規上場申請のための四半期報告書は、「企業内容等開示ガイドライン24の4の7-6」の規定に準じて前年同四半期との対比は行っておりません。

1 【四半期財務諸表】

(1) 【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年2月28日)	当第1四半期会計期間 (2019年5月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	234,520	260,584
売掛金	150,865	180,524
その他	27,481	26,354
流動資産合計	412,868	467,464
固定資産		
有形固定資産	20,690	21,244
投資その他の資産	47,069	43,455
固定資産合計	67,760	64,699
資産合計	480,628	532,163
負債の部		
流動負債		
買掛金	50,716	44,481
1年内返済予定長期借入金	16,668	16,668
未払金	33,515	34,105
前受金	89,904	142,878
その他	42,545	35,455
流動負債合計	233,349	273,589
固定負債		
長期借入金	201,108	196,941
固定負債合計	201,108	196,941
負債合計	434,457	470,530
純資産の部		
株主資本		
資本金	18,682	18,682
利益剰余金	27,488	42,951
株主資本合計	46,170	61,633
純資産合計	46,170	61,633
負債純資産合計	480,628	532,163

(2) 【四半期損益計算書】

【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	当第1四半期累計期間 (自 2019年3月1日 至 2019年5月31日)
営業収益	209,627
営業費用	
役員報酬	9,924
給与手当	81,111
その他	98,242
営業費用合計	189,279
営業利益	20,348
営業外収益	
その他	60
営業外収益合計	60
営業外費用	
支払利息	342
為替差損	416
その他	0
営業外費用合計	759
経常利益	19,650
税引前四半期純利益	19,650
法人税、住民税及び事業税	572
法人税等調整額	3,614
法人税等合計	4,187
四半期純利益	15,462

【注記事項】

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費は、次のとおりであります。

	当第1四半期累計期間
	(自 2019年3月1日
	至 2019年5月31日)

減価償却費	3,445千円
-------	---------

(株主資本等関係)

当第1四半期累計期間(自 2019年3月1日 至 2019年5月31日)

1. 配当に関する事項

該当事項はありません。

2. 株主資本の金額の著しい変動

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、知見プラットフォーム事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第1四半期累計期間 (自 2019年3月1日 至 2019年5月31日)
1株当たり四半期純利益金額	2円01銭
(算定上の基礎)	
四半期純利益金額(千円)	15,462
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	15,462
普通株式の期中平均株式数(株)	7,685,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	第11回新株予約権 新株予約権の数 550個 普通株式 550株

- (注) 1. A種優先株式及びA-2種優先株式は、剰余金の配当請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、普通株式と同等の株式としております。
2. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
3. 2019年8月9日開催の取締役会決議により、2019年8月30日付けで普通株式1株につき50株式分割を行っておりますが、当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

(重要な後発事象)

当事業年度(自 2018年3月1日 至 2019年2月28日)

1. 第12回新株予約権の発行

当社はストックオプション制度に準じた制度として第12回新株予約権を発行しております。当社の代表取締役である端羽英子は、当社の現在及び将来における当社又は当社の子会社・関連会社の役職員に対する中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与を目的として、2019年5月31日開催の定時株主総会決議に基づき、2019年6月4日付で平林芳彦氏を受託者として「新株予約権信託」(以下「本信託(第12回新株予約権)」という。)を設定しており、当社は本信託(第12回新株予約権)に基づき、同氏に対して、2019年6月6日に第12回新株予約権を発行しております。

本信託(第12回新株予約権)は、当社又は当社の子会社・関連会社の取締役、監査役及び従業員に対して、その功績に応じて、同氏が、受益者適格要件を満たす者に対して、第12回新株予約権2,516個(本書提出日現在1個当たり50株相当)を分配するというものであり、既存の新株予約権を用いたインセンティブ・プランと異なり、当社又は当社の子会社・関連会社の取締役、監査役及び従業員に対して、将来の功績評価を基に将来時点でインセンティブの分配の多寡を決定することを可能とし、より一層個人の努力に報いることができるようにするとともに、将来採用された当社又は当社の子会社・関連会社の取締役、監査役及び従業員に対しても、関与時期によって過度に差が生じることなく同様の基準に従って新株予約権の分配を可能とするものであります。第12回新株予約権の分配を受けた者は、当該第12回新株予約権の発行要項及び取扱いに関する契約の内容に従って、当該新株予約権を行使することができます。

本信託(第12回新株予約権)は1つの契約(A01からA02まで)により構成され、それらの概要は以下の通りであります。

名称	新株予約権信託
委託者	株式会社walkntalk (※)
受託者	平林芳彦
受益者	受益者適格要件を満たす者(受益者確定事由の発生後一定の経路を経て存在するに至ります)。
信託契約日 (信託契約開始日)	2019年6月4日
信託の種類と新株予約権数	(A01) 1,258個 (A02) 1,258個
信託期間満了日	(A01) 上場後2年が経過する日または受託者が本新株予約権を保有しなくなった日のいずれか早い日 (A02) 上場後3年が経過する日または受託者が本新株予約権を保有しなくなった日のいずれか早い日
信託の目的	当初、委託者から受託者に対して金銭が信託されましたが、受託者による第12回新株予約権の引受け、払い込みにより、現時点でA01～A02までのそれぞれにつき、第12回新株予約権2,516個(本書提出日現在1個あたり50株)が信託の目的となっております。
受益者適格要件	当社又は当社の子会社・関連会社の取締役、監査役及び従業員のうち、当社の社内規程等に定める一定の条件を満たす者を受益候補者とし、当社が指定し、本信託(第12回新株予約権)に係る信託契約の定めるところにより、受益者として確定した者を受益者とします。

※ 株式会社walkntalkは、代表取締役社長CEOの端羽英子の資産管理会社であります。端羽英子は株式会社walkntalkの代表取締役であり、同社の株式を100%保有しております。

第12回新株予約権の概要は以下のとおりであります。

決議年月日	2019年5月31日
付与対象者の区分及び人数 (名)	社外協力者 1
新株予約権の数(個) ※	2,516
新株予約権の目的となる株式の 種類、内容及び数(株) ※	普通株式 2,516
新株予約権の行使時の払込金額 (円) ※	12,500
新株予約権の行使期間 ※	自 2020年6月1日 至 2029年6月5日
新株予約権の行使により株式を 発行する場合の株式の発行価格 及び資本組入額(円) ※	12,500
新株予約権の行使の条件 ※	<p>① 本新株予約権の割当を受けた者(以下、「受託者」という。)は、本新株予約権を行使することができず、かつ、本要項に別段の定めがある場合を除き、受託者より本新株予約権の付与を受けた者(以下、「本新株予約権者」という。)のみが本新株予約権を行使できることとする。</p> <p>② 本新株予約権者は、2020年2月期から2022年2月期までのいずれかの期において、当社の損益計算書に記載された営業収益(当社が連結財務諸表を作成することとなった場合には、連結損益計算書の営業収益を参照する。)が9.5億円[z1]を超過した場合にのみ、本新株予約権を行使することができる。</p> <p>③ 本新株予約権者は、割当日から2年までの間において、当社普通株式の価額(下記(a)から(d)に掲げる各事由が生じた場合に、判定される最新の金額とする。)が、行使価額に500%を乗じた額(ただし、上記(2)において定められた行使価額同様に適切に調整されるものとする)を一度でも上回った場合に限り、本新株予約権を行使することができる。</p> <p>(a) 当社普通株式の発行等が行われた場合における当該払込金額。</p> <p>(b) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、普通株式の売買その他の取引が行われたときの当該取引価格。</p> <p>(c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合以降、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値。</p> <p>(d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、DCF法等の方法により評価された株式評価額。</p> <p>④ 本新株予約権者は、本新株予約権行使時点で、現在から将来にわたる当社または当社の子会社・関連会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>⑤ 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>⑥ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>⑦ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

<p>組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※</p>	<p>当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>（1）交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。</p> <p>（2）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>（3）新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3.（1）に準じて決定する。</p> <p>（4）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3.（2）で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6.（3）に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。</p> <p>（5）新株予約権を行使することができる期間 上記3.（3）に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3.（3）に定める行使期間の末日までとする。</p> <p>（6）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 上記3.（4）に準じて決定する。</p> <p>（7）譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>（8）その他新株予約権の行使の条件 上記3.（6）に準じて決定する。</p> <p>（9）新株予約権の取得事由及び条件 上記5に準じて決定する。</p> <p>（10）その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。</p>
-----------------------------------	---

2. 種類株式の取得及び消却

株主からの取得請求権行使に基づき、A種株式及びA-2種株式のすべてを自己株式として取得し、対価として普通株式を交付しております。また、当社が取得したA種株式及びA-2種株式のすべてについて、2019年8月16日開催の取締役会決議により、2019年8月28日付で会社法178条に基づきすべて消却しております。

（1）優先株式の普通株式への交換状況

取得及び消却した株式の種類及び数

A種株式 21,000株

A-2種株式 37,700株

（2）交換により交付した株式の種類及び数

普通株式 58,700株

(3) 交付後の発行済株式の種類及び数
普通株式 153,700株

3. 株式分割の実施と、単元株制度の採用

(1) 株式分割、単元株制度の採用の目的

当社は、当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的として株式分割を実施するとともに、単元株式数（売買単位）を100株に統一することを目標とする全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」を考慮し、1単元を100株とする単元株制度を採用いたします。

(2) 株式分割の概要

①分割の方法

2019年8月29日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、1株につき50株の割合をもって分割する。

②分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数

普通株式	153,700株
合計	153,700株

今回の分割により増加する株式数

普通株式	7,531,300株
合計	7,531,300株

株式分割後の発行済株式総数

普通株式	7,685,000株
合計	7,685,000株

株式分割後の発行可能普通株式総数及び発行可能種類株式総数

普通株式	30,740,000株
合計	30,740,000株

③分割の日程

基準日公告日	2019年8月14日
基準日	2019年8月29日
効力発生日	2019年8月30日

④1株当たり情報に及ぼす影響

「1株当たり情報」は、当該株式分割が前事業年度の期首に行われたと仮定して算出しており、これによる影響については、当該箇所反映されております。

(3) 単元株制度の採用

単元株制度を採用し、普通株式の単元株式数を100株といたしました。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。


独立監査人の四半期レビュー報告書

2019年8月26日


株式会社ビザスク
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

壹 藤 康 弘 

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士

瀧 野 恭 司 

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の「有価証券上場規程」第211条第6項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ビザスクの2019年3月1日から2020年2月29日までの第8期事業年度の第1四半期会計期間（2019年3月1日から2019年5月31日まで）及び第1四半期累計期間（2019年3月1日から2019年5月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ビザスクの2019年5月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上